

長野市の乳幼児期の教育・保育の指針 (素案1)

序 章 はじめに

第1章 指針の策定に当たって

- 1 指針の策定の趣旨
- 2 指針の位置付け
- 3 指針の期間

第2章 基本的な考え方

- 1 乳幼児期の教育・保育の動向
 - (1) 国の動向
 - (2) 県の動向
 - (3) 本市の動向
- 2 乳幼児期の育ちと関わり方
- 3 乳幼児期の教育・保育の基本理念
 - (1) 長野市教育の基本理念等
 - (2) 乳幼児期の教育・保育の基本理念

【目標とする子どもの姿】

- ア 目標とする子どもの姿の実現に向けた基本的な視点
- (ア) 「生活上」の自立（基本的生活習慣の確立、自然・人・社会と関わる力）のために
 - (イ) 「学び」の自立（興味・関心・意欲）のために
 - (ウ) 「精神的」な自立（我慢する力、自己肯定感）のために
- イ 発育・発達に応じた重点項目（家庭と共に取り組みたい項目）
- (ア) 3歳未満児（0～2歳児）
 - (イ) 3歳以上児（3～4歳児）
 - (ウ) 3歳以上児（5～6歳児）

- (3) 乳幼児期の教育・保育の基本方針
- (4) 乳幼児期の教育・保育の指針の体系

第3章 基本方針及び取組の方向性

- 基本方針Ⅰ
- 基本方針Ⅱ
- 基本方針Ⅲ
- 基本方針Ⅳ
- 基本方針Ⅴ

資料編

- (1) 策定経過及び策定体制
- (2) 用語解説
- (3) 資 料

序章
はじめに

第1章 指針の策定に当たって

1 指針の策定の趣旨

生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、「学びの入口」としても重要な幼児期の教育・保育について、就学期への連続性・一貫性という視点も踏まえながら、長野市教育の基本理念である「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」につながる、具体的な基本指針等を新たに策定するものです。

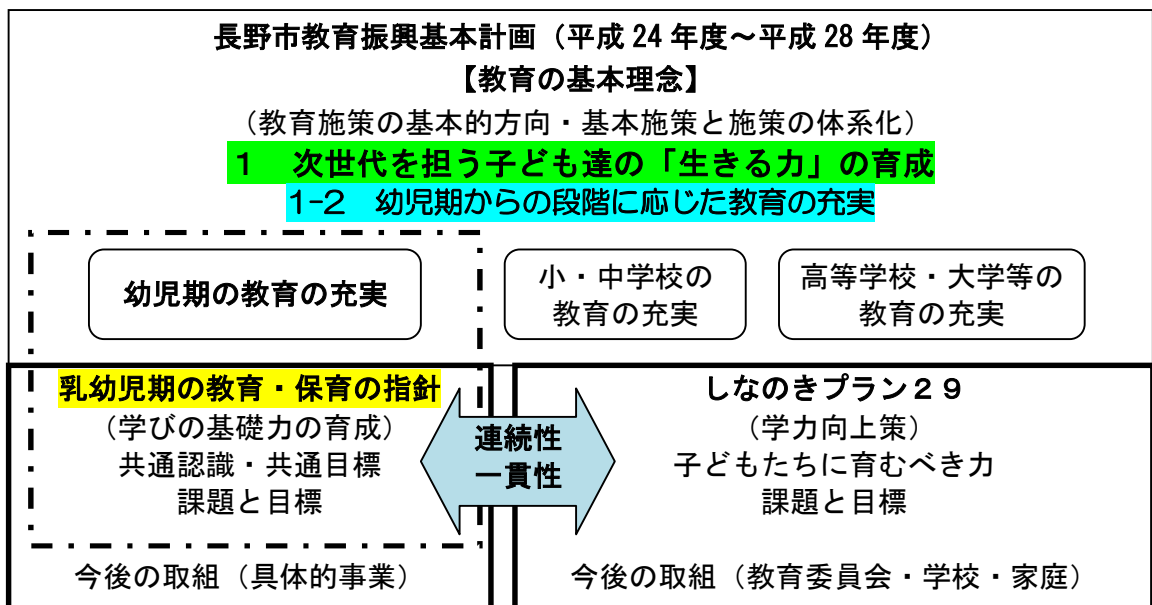
このことにより、家庭、地域社会、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設及び市が共通認識・共通目標のもとで、幼児期の教育・保育を推進することができ、その後の学童期・青年期の伸びやかな発達・成長につながる礎を着実に築くことを目指すものです。


2 指針の位置づけ

長野市では教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成24年度に「長野市教育振興基本計画」を策定し、長野市の教育が目指す姿とそのための教育施策の基本的方針及び講ずべき施策を明らかにするとともに、幼児期の教育・保育の重要性を踏まえて、今後5年間に取り組む基本施策として「幼児期からの段階に応じた教育の充実」を定め、そこに繋がる施策として「幼児期からの教育の充実」を定めています。

「学びの入口」としても重要な幼児期の教育・保育の在り方について、就学期への連続性・一貫性という視点等も含め、この基本施策等につながる具体的な目標や取組を明らかにするものとして「乳幼児期の教育・保育の指針」を策定します。

なお、教育委員会では、子ども達の学びを7歳【小学校】から18歳【高校卒業】まで切れ目なく支えるため「しなのきプラン29」を平成27年度に策定しています。



この指針は、の範囲を定めるものになります。

3 指針の期間

本指針の期間は、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間とします。(長野市教育振興基本計画との整合を図ります。)

また、しなのきプランの見直しも踏まえながら、必要な見直しを行います。

年度	29	30	31	32	33	34	35
乳幼児期の教育・保育の指針	第 1 期					第 2 期⇒	
	実践と検証			見直し			
長野市教育振興基本計画	第 2 期					第 3 期⇒	
しなのきプラン 29	⇒第 1 期	第 2 期			第 3 期		

第 2 章 基本的な考え方

1 乳幼児期の教育・保育の動向

(1) 国の動向

「幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、その幼児期における教育は、子どもの心身の健やかな成長を促すうえで極めて重要な意義を有するもの」という認識の下に「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」を中央教育審議会が平成 17 年 1 月に答申し、「幼稚園・保育所等の施設」が中核となり、「家庭」「地域社会」とともに幼児教育を総合的に推進する必要性と、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実の必要性を、今後の幼児教育の方向性として提唱した。

この答申等を踏まえ、文部科学省は平成 18 年 10 月に、幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、国の施策に関する計画を定めるとともに、地方公共団体において取り組むことが望まれる施策を示した総合的な行動計画として「幼児教育振興アクションプログラム」を策定した。

平成 18 年 12 月には教育基本法が改正され、これからの教育の新しい理念が定められるとともに、教育の目標等が具体的に規定され、また、平成 19 年 6 月に交付された学校教育法の一部改正では、幼稚園の目的、目標についてより具体的な規定に改正された。

これらを踏まえ、平成 20 年 3 月に幼稚園教育要領が改訂され、「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成を培う重要なもの」と位置付け、幼稚園生活を通して「生きる力の基礎」を育成することを目指すとともに、幼稚園を義務教育及びその後の教育の基礎を培うものと明らかにしている。

また、従来から幼稚園教育要領との整合をとっていた保育所保育指針も、同じく平成 20 年 3 月に改訂され、保育所における教育に関するねらいは、未満児におけるねらいが加えられているところを除けば、幼稚園教育要領とほぼ同じであり、小学校への接続が明記された。

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正で、教育基本法の理念の実現と国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府として教育振興基本計画を策定することが規定され、平成 20 年 7 月に第 1 期計画が閣議決定された。この中では、「幼児期における教育を推進する」として、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む、としており、認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進を目指していた。

平成 24 年 8 月には、子どもやその養育者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした子ども・子育て

支援法を始め、子ども・子育て関連 3 法が成立し、①子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。②子ども及び保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他便宜の提供を行うこと。③多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。を目指し、平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度がスタートした。幼児期の教育に関しては、体制の整備等が中心であり教育の理念や内容に関しては、平成 25 年 6 月に閣議決定された第 2 期教育振興基本計画でしめされている。成果目標の 1 として、幼稚園から高校において「生きる力」の確実な育成を目指し、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てることとし、幼児期の教育においては、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するとしている。

(2) 長野県の動向

平成 17 年 3 月に、長野県幼児教育連絡会議と長野県教育委員会では、幼稚園・保育所、地域、家庭における 0 歳からの子育ちを支援する指針として、「0 歳からの信州子育ちのために（長野県幼児教育振興プログラム）」を策定した。

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎、生活や教育の基礎、「後伸びする力」が培われる大切な時期とし、「社会力」を育てることがそこにつながるものと考え、「人への信頼感、思いやりのもてる子ども」「自分から人とかかわる子ども」に向けて 0 歳からの子育ちを支援する指針としている。

翌平成 18 年 3 月には、「0 歳からの信州子育ちのためにⅡ」（親育ちにむけた提言）を策定し、親が子どもにきちんと関わり、子どもに関わる課題に親が主体的に取り組むことの重要性を改めて確認し、「子育ち」をしっかりと支えることのできる親となるためにはどのようなことが必要かなどについて提言している。

また、平成 20 年には、改正教育基本法に基づく長野県の教育振興の施策に関する計画として第一次長野県教育振興基本計画が策定された。この第一次計画では、「幼稚園・保育所と小学校の連携を進め、子育て環境の変化に応じ、一人一人の子どもに対応した幼児教育の充実を図る」としている。

平成 25 年には、第一次計画の成果と課題の検証を基に、第二次長野県教育振興基本計画が策定された。

この第二次計画においては、「人への信頼感、思いやりを持ち、自ら人と関わり、集団で元気に遊ぶ子ども」を育て、幼稚園・保育所等と小学校との連携による子ども達の円滑な小学校への接続の確保を目指している。

また、長野県の豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が生まれ、子どもたちが心身ともに健康的に成長することを目指した保育・教育の推進を図るため、自然保育を積極的に取り入れ実践する保育所・幼稚園・認定こども園等を県が認定する「信州型自然保育認定制度」が平成 27 年 4 月から始まった。

平成 27 年 7 月には、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うために、県として幅広い分野で推進する子育て支援施策をまとめた「ながの子ども・子育て応援総合計画」が策定され、「子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実」において、「長野県幼児教育振興プログラム」の普及を推進し、幼児教育の充実等を図るとともに、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の推進等を図ることとしている。

体験を通して自分は何でもできるという感覚も持つようになります。これは「自分自身が好ましく思え、自信を持つ」ことの第一歩となりますので、大人はその行動を制することも含めて受け止めてあげることが大切です。

自立心の芽生えと基本的生活習慣の自立

全身を使った運動、指先の働き、言葉の理解や表現など様々な能力が高まることによって、「自分でできる」という自信をもち、大人の手を借りずにいろいろなことを意欲的にやろうとする「自立心」が芽生えます。

この自立心の芽生えを受け、子ども達が主体的に行動できる環境を整えることが大切です。

自立心の芽生えが見られる頃は、「自分でする」と自己主張が強い反面、大人に助けを求めてくる甘えの欲求も混在しています。そのことを踏まえ、基本的生活習慣の自立に向けて、大人の促しや見守り、励まし、手助けを子どもの様子に合わせて行います。

「いつまでにこういうことができること」と一律に目標を定めず、一人一人の子どもの発達に応じて無理をさせず根気良く関わるのが大切です。

遊びから育む友達関係

親しい大人との関わりを重ねる中で子どもの遊びは、親や身近な人の仕草や言葉使いを真似た、ままごとやお店ごっこ等のごっこ遊びが盛んになります。子どもの対象者に対する観察や模倣は細かくなり、言葉や動きの模倣にとどまらず情動的なものも取り入れてくることから、モデルとしての大人の役割は大きいものがあります。また、大人は子どもと一緒に遊びながら子ども同士の間を促したり、言葉のやり取りを誘導し遊びを盛り上げるのが大切です。

このような体験を重ねることで友達に関心を持つようになりますが、はじめは自己主張が強かったり、思いの違いからけんかになる場合もあります。その場合は、大人が互いの思いを代弁しながら関わり方を伝えていくことが大切です。

観察と模倣から知識欲・興味・関心の拡大

子どもの観察・模倣の対象は身近な大人から友達へと広がっていきます。友達の行動を観察することで、やって良いことや悪いこと、褒められることや叱られること等を学び、自分の行動の基準としていきます。

やがて、子どもの観察は「人」から「もの」へ広がっていき、対象の名称やそのものの機能を知りたいという欲求も生み、これが「知識欲」となります。子どもが指を差して声をあげたりした時に、大人がそれに応じて「もの」の名前などを話しかけることは、言葉の発達にもつながります。

また、言葉の発達によって「なぜ」「どうして」「どうやって」などの質問が盛んになり、興味・関心の対象が自然や社会へと広がります。遊びを通して興味や関心を高めていくとともに、試行錯誤の体験を重ねることで意欲が育まれていきます。

子どもの質問に対して大人は面倒がらずに、できるだけ丁寧にわかりやすく返答することが知識欲をさらに高めることにつながります。

人間関係の発達

子どもは、「身近な大人との信頼関係」ができると、大人や「もの」を仲立ちとして他の子どもとの関わりを求めたり、自分の思いを大人や他の子どもに伝えるようになります。その場面では、大人はその役割を果たしてあげることが大切です。

また、子どもは遊びの体験を重ねることで、友達と一緒に遊ぶためには自分の好きなことだけでなく、友達のしたいことも受け入れなければならないことに気付くようになります。

「自分や友達の意思」を大切に、同じ一つの目的に向かって数人がまとまって活動できるようになると、初めて集団としての機能が発揮される関係が形成されます。子どもはこのような集団の中で自己を発揮し、意欲や自己肯定感を育み、社会性を身につけながら発達します。

大人は子ども一人一人の思いを認めるとともに、集団として行動ができるための工夫をすることが大切です。

3 乳幼児期の教育・保育の基本理念

(1) 長野市教育の基本理念等

長野市の教育の基本理念は、平成24年4月策定の「長野市教育振興基本計画」に次のように定められています。

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに
広い視野から 思いやりの心を育み
自律心や豊かな情操 創造力を養い
自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き
明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

また、長野市教育振興基本計画における学校教育分野の個別実施計画として、平成27年4月に策定した「しなのきプラン29」では、「子どもたちに育むべき力」を0歳から18歳までの各年代毎に定義するとともに、目標とする人間像として「グローバルな視野を持ちながら、ローカルに逞しく生きる自立した18歳」を定めています。

本指針において0歳から6歳（就学前）までの乳幼児期の教育・保育の在り方についての基本的な考え方を定めるに当たっては、長野市教育振興基本計画及びしなのきプラン29との整合を図る必要があります。

(2) 乳幼児期の教育・保育の基本理念

乳幼児期の子どもにとって最も必要なことは、身近な大人の愛情に支えられた安全な環境の中で、様々な体験を通して心地よさや満足感を味わうこ

とができることです。その基本となるものは家庭です。

しかし、現代の社会状況は少子化や核家族化、また、価値観や生活様式の多様化などにより、家庭のみにこの安全な環境を求めることは難しく、子育ては社会全体で行うことが求められています。

こうした状況を踏まえ、長野市では、子どもの健やかな成長を願い、長野市の豊かな自然と文化を活かし、子どもたちが遊びを通して様々なものに関わり、様々な感じ、考え、試行錯誤し、満足いくまで体験を重ねられるように、子どもたちを取り巻く家族、地域、教育機関・施設が連携し、その実現を目指していきます。

目標とする子どもの姿として、

かがやく笑顔で げんきに遊ぶ しなのキッズ

を定めます。

ア 目標とする子どもの姿の実現に向けた基本的な視点

(ア)「生活上」の自立（基本的生活習慣の自立、人・ものに関わる力の育成）

食事・睡眠・衣服の着脱など、生活に必要な基本的な習慣形成は生きる上で必要なものです。また、自然・人・社会等様々なものに関わる力も生活していくために必要です。

大切にしたいこと

○周囲の大人との信頼関係に支えられた生活

○排泄・衣服の着脱・食事の自立の目標を立てて達成を急がせない

乳幼児期は自分の存在が周囲の大人に認められ、守られているという安心感から生まれる情緒の安定によって自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かいます。同時に子どもは自分を受け入れてくれる大人を信頼します。

子どもは信頼できる大人を基地として、自らの世界を拡大するために、いろいろなものに関わり、いろいろなことに挑戦し、自分でやりたいという気持ちを強めます。

基本的生活習慣の自立については、自分でやりたいという気持ちを損なわないように、押し付けたり、急かさないことが大切です。

(イ)「学び」の自立（興味・関心・意欲を高める）

様々なものと対面したとき、そのものに興味・関心を持ち、関わってみたいと思う意欲を持つことは子どもの主体的な取り組みに繋がります。

大切にしたいこと

- 興味や関心に基づいた実体験が得られる生活
- 子どもの発見や発想に共感する

乳幼児期の子どもの生活は、そのほとんどが興味や関心に基づいた自発的な活動からなっています。

興味や関心から発した遊びを十分に行うことは、子どもに充実感や満足感を与え、遊びや活動を進める意欲となり興味と関心をさらに高めます。

子どもの「やりたい」を可能にすることは、子どもが主体的にものに取り組む力を育てます。

(ウ) 「精神的」な自立（自己肯定感・我慢する力の育成）

基本的な信頼感や誰かと繋がっていると感じられることで情緒は安定し、その中で自己肯定感は培われます。自己肯定感を抱きながら遊んだり活動したりすることが大切です。

「情緒の安定」は他者を受け入れ、自己を律する「我慢する力」を育成することにも繋がります。

大切にしたいこと

- 友達と十分に関わることができる生活
- 情緒の安定を図り、子どもの思いを受け止める

子どもは、友達との関わりや遊びを通して、自己の存在感を確認し、自己と他者との違いに気付き、他者への思いやりを持つようになります。

また、遊びや活動の中で自分の興味や関心を相手に伝え、集団への参加意識を高めながら自律性を身に付けていきます。このようなことから子どもが友達と十分に関わることができる生活は大切です。

生活の中で、自分を取り巻く大人や友達から自分の存在や思いを認められることは、自己肯定感を大きく育みます。

イ 発育・発達に応じた重点項目（家庭と共に取り組みたい項目）

乳幼児期においては、個人差を十分考慮しながら年齢により特に重点的に取り組むべき内容に違いがあることから、発育・発達に応じた重点項目として次のように定めます。

(ア) 3歳未満児（0～2歳）【生きる力の基礎を育むために】

- 生命を守り情緒の安定を図り、子どもが、愛され、信頼されていると実感できるようにすることで、愛着心を培い対人関係の第一歩を育みます。

・家庭においては、スキンシップを積極的に取るなど、子どもとしっかり向かい合うことができる親子のふれあいの深い家庭づくりに努めます。

- ・教育・保育機関においては、保育者が愛情豊かで思慮深い養護を実践し、安心して自己発揮ができる環境を整備します。

(イ) 3歳以上児（3～4歳）【学びの基礎を育むために】

○個人差を考慮しながら、自我の確立や自意識の芽生えなど精神的発達を受け止め、友達と十分に遊んだり活動できる環境を構成します。様々な遊びや活動を通して、興味・関心・意欲を育みます。

- ・子どもは身近な大人や友達を観察し、真似ることで行動の基盤を育みます。家庭においては、特に親の言動が大きく影響することを意識し、体を動かし一緒に遊ぶことも大切です。
- ・教育・保育機関においては、発達の個人差を十分に把握し、子どもの好奇心や「やりたい」と思う気持ちを実現できる環境を整備します。
- ・教育・保育機関においては、発達の個人差を理由に必要な支援を怠ることがないように、一人一人の支援課題を明確にし、その子の発達に応じた支援に取り組みます。

(ウ) 3歳以上児（5～6歳）【学びの基礎を育むために】

○遊びや活動において志向性（目的を持って遊びや活動に向かい、自身が持った願いを実現しようとする）や協同の態度を育成することを意識します。

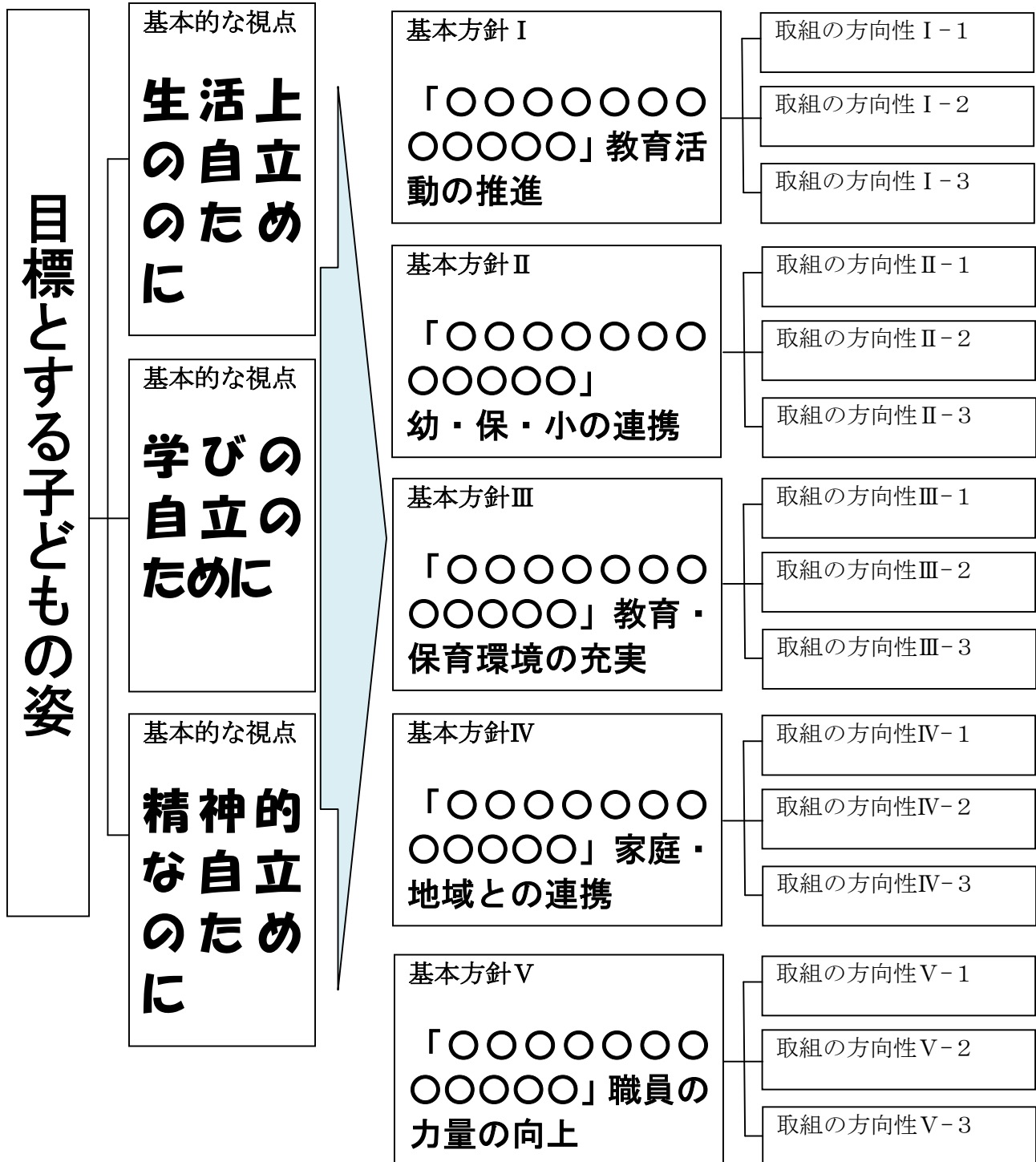
○豊かな心情や思考力の芽生えを培うために、好奇心や探究心が満足できる環境を構成します。

- ・家庭においては、一方的に知識を伝えるのではなく、身近な自然環境や地域社会を活かし子ども自身が自然等との関わりの中で得た驚きや感動に共感することが大切です。
- ・教育・保育機関においては、集団遊びが持つ志向性や協同性を明確に認識して、画一的な遊びにならないための必要な環境を整備します。
- ・教育・保育機関においては、遊びや活動での子ども達の意見のぶつかり合いや目的実現への課題を大人が一方的に解決することがないように努めます。

(3) 乳幼児期の教育・保育の基本方針

基本方針Ⅰ	「	」	教育活動の推進
基本方針Ⅱ	「	」	幼・保・小の連携
基本方針Ⅲ	「	」	教育・保育環境の充実
基本方針Ⅳ	「	」	家庭・地域との連携
基本方針Ⅴ	「	」	職員の力量の向上

(4) 乳幼児期の教育・保育の指針の体系



第3章 基本方針及び取組の方向性

基本方針Ⅰ 「○○○○○○○○○○○○○○○○」教育活動の推進

乳幼児期における「遊び」は、他者との関わりや決まりの大切さの理解など、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な『学習』です。

乳幼児期に、遊びの中で全身を動かし、意欲的に活動することは、体の様々な機能の発達を促すとともに、運動することの楽しさ、喜びを知ることによって、学童期から将来にわたり、運動に親しむことの基礎を培うことができます。戸外での運動も積極的に取り入れるなど、日常的に身体を動かすことを習慣づけることが必要です。

幼児期の子どもは、「集団遊び」の中で主体的にものや人と関わり、自己表現することを通して自我が芽生えてきます。また、他人の存在に気付き譲り合いや助け合いなどの人間関係の基本を学ぶとともに、自分自身の存在を意識していきます。

乳幼児期の教育は環境を通して展開されます。本市は恵まれた自然環境を持つことから、身近な自然に触れ、親しむ活動を通して、子ども達の知的好奇心や感性が豊かに育まれることが期待されます。自然保育は地域の自然に親しむことで、自分の生活する地域への愛着が育まれることも期待されるため積極的に教育環境に取り入れることが必要です。

取組の方向性 Ⅰ-1	自然環境を活かした体験活動の充実
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・信州型自然保育の認定に向けて取り組んでいる。 ・野菜の栽培、小動物の飼育、どろんこ遊び、自然物を使った制作活動等園内環境の活用が多い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの多様化により、実体験に基づかず、また受動的に知識の獲得がなされている。 ・園内環境の充実が進み、園外に出掛けて様々なものに触れながら、発見したり感動したりする機会が減少傾向にある。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・信州型自然保育認定園を増やします。 ・地域の自然を活用した体験活動を重視し、命の大切さ、もの美しさに気付く豊かな感性を育みます。

取組の方向性 Ⅰ-2	運動と遊びのプログラムの推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所においては、共通の運動プログラムを活用し未満児の運動促進を図っている。 ・幼児は年3回「柳沢運動プログラム」の指導を受け運動遊びの促進を図っている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会環境の変化により、家庭においても室内遊びが主流となっているため、体を動かすことが減少し、体力・運動能力が

	<p>低下している。 ・集団遊びの減少でコミュニケーション能力が低下している。</p>
目指す内容	<p>・体を動かすことを好きになり、自ら体を動かし楽しく遊ぶ子どもを育成します。 ・集団遊びを通して、体力の向上に加え、判断力・抑制力・コミュニケーション能力を育成します。</p>

取組の方向性 I-3	人との関わりと表現力を養う活動の充実
現状	<p>・異年齢保育・異年齢交流を実施している。 ・世代間交流・老人福祉施設訪問交流を実施している。 ・地域の人と触れ合う機会を持っている。</p>
課題	<p>・核家族化、地域における人間関係の希薄化のなかで、幼児自身がいろいろな人と関わる機会が減少し、関わる力が弱くなっている。</p>
目指す内容	<p>・異年齢児や障害のある子ども、高齢者、地域の人など様々な人々との関わりを通して、人に対する関心、愛着、信頼感を育成します。 ・人との関わりを通して、社会生活において望ましい習慣や態度を育成します。</p>

基本方針Ⅱ 「○○○○○○○○○○○○○○○○」 幼・保・小の連携

子ども達のこれまでの生活や一人一人の発達のパース、また、学びについては日々の積み重ねの中で培われてきたものです。これらの連続性を踏まえて、小学校教育への円滑な接続に向け、教育・保育を行う必要があります。

特に4歳児、5歳児においては小学校教育のカリキュラムを見据えた活動の工夫を図るとともに、就学に向けて、子どもと小学校児童との交流の機会を設けるなど、子ども達の成長を支援することが必要です。

また、園職員と小学校の教師との単なる交流にとどまらない、意見交換や共同研究の機会を設けるなど、お互いの教育内容の理解や情報共有を積極的に行うことが必要です。

個々の子どもに関する情報共有については、就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料が、小学校へ送付されるとともに、教育活動に確実に活かされることが必要です。

取組の方向性 Ⅱ-1	アプローチカリキュラムの作成
現状	<p>・「長野市における幼児教育と小学校教育の接続のあり方」において子どもをどの様に捉え、教育や支援をしていくかの共通認識を持つように進めている。</p>

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・アプローチ・スタートカリキュラムについては、お互い公開保育、公開授業を行なっているが、教育の連続性を意識して行われることが少ない。特に園はその時期の指導計画の実践にとどまり、小学校への接続を踏まえる意識が薄い。 ・全園共通のアプローチカリキュラムが作成されていない。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年長児後半（10 月頃）から小学校 1 年生夏休み前までを見すえたアプローチカリキュラムを作成します。

取組の方向性 Ⅱ-2	幼稚園・保育所・認定こども園の連携推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校主催で支会毎に連携会議を開催したり、公開保育、公開授業後の検討会で意見交換をしている。 ・地域における幼稚園・保育所・認定こども園が意見交換をする機会はほとんどない。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が抱える今日的課題について地域の幼稚園・保育所・認定こども園のそれぞれが培ってきた支援方法などを交換し合う必要がある。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の可能性を伸ばすために意見交換会を持ち、幼稚園・保育所・認定こども園の相互理解を進め、幼児教育の充実を図ります。

取組の方向性 Ⅱ-3	小学校との連携の充実
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の支会毎に連携会議を開催している。 ・公開保育、公開事業後の検討会で意見交換をしている。 ・年 2 回、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校で就学について連絡会を開催している。 ・年 1 回、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の全体研修会を開催している。 ・小・中学校教諭の異校種間体験研修を受け入れている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・就学担当教諭が異動した場合、子どもの育ちを支えるための情報や資料が十分活用されていない。 ・発達障害児等特別支援を必要とする園児の情報が十分に伝達されない。 ・「長野市における幼児教育と小学校教育の接続のあり方」で示されている【3つの観】と【幼保と小をめぐる壁】についての共通理解を深める必要がある。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続のために、それぞれの教育・保育の理解を深めます。 ・特別支援を必要とする園児の支援内容を含め、育ちを支えるための活用しやすい資料を作成します。

基本方針Ⅲ 「○○○○○○○○○○○○○○○○○○」教育・保育の推進

乳幼児期は、一人一人の発達の違いが大きく、また、生活環境の違いがその成長に大きく影響することから、それぞれの子どもの特性に応じた保育・教育が求められます。

また、障害のある子どもや発達に専門的な支援を必要とする子どもも増加傾向にあり、個々への対応に加え、集団活動としての保育・教育の在り方にも工夫が必要です。

子どもが自己を十分に発揮して、主体的に活動することを促すためには、子ども一人一人が安心感と信頼感を持てる環境を構成することが重要です。そのような環境や活動を通し、達成感や自信を育むと共に命の大切さを学び自身を大切に思う活動体験も必要です。

取組の方向性Ⅲ-1	きめ細かく丁寧な保育・教育の推進
現状	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って長期・短期の指導計画を作成して進めている。
課題	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園・保育所・認定こども園への保育ニーズの多様化に伴い、本来の子育ち支援（保育・教育）の実践について検討する時間が短くなっている。・保育所における幼児教育の実施について保育士の意識が高まりきれていない。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児期の一人一人の子どもの発達を捉え、情緒が安定し安心して自己発揮が出来る保育・教育を提供します。・丁寧なまなざし、丁寧な対応、丁寧な準備を基本に、幼児一人一人の思いを受け止め、きめ細かな教育・保育を実践します。

取組の方向性Ⅲ-2	特別に配慮が必要な子どもへの支援の充実
現状	<ul style="list-style-type: none">・発達障害、身体障害、医療的ケア、食物アレルギー、気になる子ども等の保育・教育を実践している。・入所後に特別な配慮を必要とすることが明らかになる子どもが増加している。・医療等専門的支援を必要とする子どもの幼稚園・保育所・認定こども園への入所希望が増加傾向にある。
課題	<ul style="list-style-type: none">・特別な配慮（医療等専門的支援）を必要とする子ども一人一人の実態に合わせた、きめ細かな保育・教育の実施が求められる。・医療等専門的支援ができる人材や教諭・保育士の増員に伴う

	<p>人材確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等、関係機関との連携強化が必要である。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮を必要とする子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の指導計画を作成して保育・教育を進めます。 ・個に応じた適切な支援や指導を行い、子どもの持つ力を高め、主体的に楽しく充実した園生活を送れるようにします。

取組の方向性 Ⅲ-3	防災・防犯対策や交通安全対策の充実
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・各園で防災・防犯計画に基づき、定期的に避難訓練を実施し命の大切さを伝えている。 ・交通安全については、公民の機関と連携し交通安全教室を開催し、学習した内容は登降園や園外活動の際に活用している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・異常気象の発生増加を踏まえて、防災計画の見直しが必要である。 ・避難訓練については園の設置場所を考慮し、実施回数、災害想定、引き取り訓練等訓練内容を再確認する必要がある。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児自身の防災に対する意識や行動力を育むとともに、命の大切さを伝え続けます。 ・水防計画など新たに必要な計画を作成し防災への備えを高めるとともに、幼児の命を守るという教諭・保育士の防災意識の高揚を図ります。 ・乳幼児の事故に対する手当ての方法、救急時の対応などの講習・研修の充実を図ります。

基本方針Ⅳ 「○○○○○○○○○○○○○○○○」 家庭・地域との連携

子どもの育ちを支える基本は家庭です。親や家族の愛情に育まれることが子どもの健やかな成長につながります。

核家族化が進んでいるとはいえ、祖父母との交流や地域コミュニティでの伝統行事などは、子どもの成長には欠かせない大切なものです。

家庭において、子どもがこうした体験ができるよう機会を設けることはもとより、保育・教育施設においても地域との積極的な連携を図り、子ども達が地域の自然、行事等と触れ合い、地域社会での生活体験の場を設けることも必要です。

一方、様々な課題を抱える家庭が増えている中では、その家庭を支援する役割を保育・教育施設は担っています。子どもの心の安定と健やかな成長のため、子どもや保護者の日々の状況に気を配り、保護者の悩み等を受け止めるとともに、適切な支援を行うことが必要です。

また、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域の機関及び団体等との連携を図り、地域における子育て支援活動に協力、支援することが必要です。

取組の方向性 IV-1	子育てのための家庭環境づくりの推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の保育参加、家庭教育セミナーを開催し、子育ての楽しさを実感してもらうとともに子育ての基盤が家庭にあることを伝えている。 ・食育月間活動に家庭の参加を呼びかけ、食生活が健全な心身の育成の源であることを伝えている。 ・テレビ・DVD・スマホ・インターネット等メディアが子どもの発達に及ぼす影響について伝えている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣を身につけるためには、家庭と園の連携が不可欠であることを双方で共通認識する必要がある。 ・保育・教育に対する過大な要望について、どこまで応じていくべきか、再確認する必要がある。 ・子育て支援・家族支援を行うためには家庭の状況・支援ニーズを正確に把握する必要がある。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達を喜び、抱きしめて、認めて見守る温かな家庭作りを支援します。 ・子育て力向上の出前講座を企画開催します。

取組の方向性 IV-2	地域交流活動の充実
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流・老人福祉施設訪問交流を実施している。 ・地域の行事や祭りの発表の場に参加し、いろいろな人々と交流している。 ・食育活動を通して地域と交流している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化など、親以外の大人との交流・ふれあいが減少している。 ・保育実践に活用できる地域資源の発掘が十分に行われていない。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を十分に活用して、より豊かな教育環境を構成し、「社会力」(社会に対し関心を持ち社会というものを作っていくこうとする力)の基礎育成に取り組みます。 ・子どもも家庭も地域の文化に触れ、地域に親しみ愛着が持てるように地域交流を指導計画に位置づけ交流活動を行います。

取組の方向性 IV-3	人権擁護の推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮が必要な子どもの理解を深め、インクルーシブ保育・教育を意識して保育・教育を行っている。 ・子どもの性差や個人差、外国籍や異文化に留意しながら、成長する力に対し支援を行っている。 ・子どもの表情や行動を見る中で、日常の保育・教育の中でいじめ・虐待防止に取り組んでいる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の人権に関わる法令や条例等、常に新しい情報を取り入れ教諭・保育士等の人権感覚を磨く必要がある。 ・インクルーシブ保育・教育の推進や子どもの個人差、異文化に配慮した保育・教育の展開を地域や家庭に知らせ、共に人権の大切さを学び合うことが必要である。 ・園すべての職員が幼児を虐待から守り、支えるために、虐待の早期発見、通告の義務等について理解と認識を深める必要がある。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ保育・教育を進めるために、関係機関と連携を密にして子どもにとって最善の保育・教育の環境作りに取り組めます。 ・地域と連携して子どもを見守り、健やかな育ちを保障する取り組みを進めます。

基本方針V 「○○○○○○○○○○○○○○○○」 職員の力量の向上

乳幼児期において、子どもは人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を育てていきます。こうした中で、日常の多くの時間を共に過ごす保育・教育に携わる職員にはその職責に対する自覚と専門的な知識や技術等が求められます。

職員は、子どもも一人の人格者であることを常に念頭におき、子ども一人一人の発達過程に配慮しながら、集団による活動が行えるよう創意工夫を行うとともに、その実践を振り返り、自己評価を行うことで改善を図ることが必要です。

また、職員個人の研鑽はもとより、施設全体での力量向上への取り組みを行うことで、子どもと保護者の信頼を得ることができます。職場全体で意見交換や情報共有が行われ、職員が一体となった教育・保育の改善に向けた取り組みを行える体制づくりが必要です。

取組の方向性 V-1	専門的な知識、技術に関わる研修の充実
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、幼・保・認定こども園の全体研修を開催している。 ・幼稚園教諭・保育教諭は義務化された研修を受講している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園においては、未満児保育・障害児保育について定期的に研修会を開催している。 ・「保育士の研修体系（全国保育士会作成）」を参考に階層別研修を行っている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等は学校教育法に定められた研修を実施している。保育所においても、必要な研修を体系化する必要がある。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所においても必要な研修を明確にし、その体系化を図ります。 ・園における保育・教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大事なものであることを自覚し、その職責を果たすために専門性と保育・教育の質の向上のために日々の研鑽に努めます。

取組の方向性 V-2	保育士・幼稚園教諭等の自己評価と園の自己評価の推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回保育士の自己評価と園の自己評価を実施している。 ・保育所においては、「長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価ポイント、評価の着目点」を園の自己評価に反映させている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士・幼稚園教諭等の自己評価と園の自己評価が保育の質の向上に有効であるという認識が必要である。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士・幼稚園教諭等の自己評価と園の自己評価を保育の改善と質の向上に活かします。 ・第三者評価委員の導入について検討します。

取組の方向性 V-3	職場研修の充実
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・園毎に職場研修計画に沿って研修を実践している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・職場研修の3つの形態を理解し、計画を作成する必要がある。 ・保育ニーズの多様化、特に家庭支援に関わる時間の増加に伴い研修時間の確保に工夫が必要である。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な研修によって得た知識や技術を用いて指導力の向上を図ります。 ・具体的な事例研究を重ね、各園の実践研究体制の強化を図ります。

長野市の乳幼児期の教育・保育の指針 (素案2)

序章 はじめに

第1章 指針の策定に当たって

- 1 指針の策定の趣旨
- 2 指針の位置付け
- 3 指針の期間

第2章 基本的な考え方

- 1 乳幼児期の教育・保育の動向
 - (1) 国の動向
 - (2) 県の動向
 - (3) 本市の動向
- 2 乳幼児期の育ちと関わり方
- 3 乳幼児期の教育・保育の基本理念
 - (1) 長野市教育の基本理念等
 - (2) 乳幼児期の教育・保育の基本理念
 - 【目標とする子どもの姿】
 - ア 目標とする子どもの姿の実現に向けた基本的な視点
 - (ア) 「生活上」の自立（基本的生活習慣の確立、自然・人・社会と関わる力）のために
 - (イ) 「学び」の自立（興味・関心・意欲）のために
 - (ウ) 「精神的」な自立（我慢する力、自己肯定感）のために
 - イ 発育・発達に応じた重点項目（家庭と共に取り組みたい項目）
 - (ア) 【生きる力の基礎を育むために】
 - (イ) 【学びの基礎を育むために】
 - (3) 乳幼児期の教育・保育の基本方針
 - (4) 乳幼児期の教育・保育の指針の体系

第3章 基本方針及び取組の方向性

- 基本方針Ⅰ
- 基本方針Ⅱ
- 基本方針Ⅲ
- 基本方針Ⅳ
- 基本方針Ⅴ

資料編

- (1) 策定経過及び策定体制
- (2) 用語解説
- (3) 資料

【中略】

イ 発育・発達に応じた重点項目（家庭と共に取り組みたい項目）

乳幼児期においては、個人差を十分考慮しながら年齢により特に重点的に取り組むべき内容に違いがあることから、発育・発達に応じた重点項目として次のように定めます。

（ア）【生きる力の基礎を育むために】

○生命を守り情緒の安定を図り、子どもが、愛され、信頼されていると実感できるようにすることで、愛着心を培い対人関係の第一歩を育みます。

- ・家庭においては、スキンシップを積極的に取るなど、子どもとしっかり向かい合うことができる親子のふれあいの深い家庭づくりに努めます。
- ・教育・保育機関においては、保育者が愛情豊かで思慮深い養護を実践し、安心して自己発揮ができる環境を整備します。

（イ）【学びの基礎を育むために】

○個人差を考慮しながら、自我の確立や自意識の芽生えなど精神的発達を受け止め、友達と十分に遊んだり活動できる環境を構成します。

○様々な遊びや活動を通して、興味・関心・意欲を育みます。

○遊びや活動において志向性（目的を持って遊びや活動に向かい、自身が持った願いを実現しようとする）や協同の態度を育成することを意識します。

○豊かな心情や思考力の芽生えを培うために、好奇心や探究心が満足できる環境を構成します。

- ・子どもは身近な大人や友達を観察し、真似ることで行動の基盤を育みます。家庭においては、特に親の言動が大きく影響することを意識し、体を動かし一緒に遊ぶことも大切です。
- ・教育・保育機関においては、発達の個人差を十分に把握し、子どもの好奇心や「やりたい」と思う気持ちを実現できる環境を整備します。
- ・教育・保育機関においては、発達の個人差を理由に必要な支援を怠ることがないように、一人一人の支援課題を明確にし、その子の発達に応じた支援に取り組みます。
- ・家庭においては、一方的に知識を伝えるのではなく、身近な自然環境や地域社会を活かし子ども自身が自然等との関わりの中で得た驚きや感動に共感することが大切です。
- ・教育・保育機関においては、集団遊びが持つ志向性や協同性を明確に認識して、画一的な遊びにならないための必要な環境を整備します。
- ・教育・保育機関においては、遊びや活動での子ども達の意見のぶつかり合いや目的実現への課題を大人が一方的に解決することがないように努めます。

